

令和3年度決算数値による 財政健全化法に基づく「健全化判断比率」等の概要（速報値）

※〔 〕内は昨年度（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率 (公営企業)
福 知 山 市	－〔－〕	－〔－〕	9.9〔10.1〕	38.5〔47.4〕	－〔－〕
舞 鶴 市	－〔－〕	－〔－〕	12.8〔12.4〕	92.8〔108.6〕	－〔－〕
綾 部 市	－〔－〕	－〔－〕	9.8〔9.1〕	98.4〔113.8〕	－〔－〕
宇 治 市	－〔－〕	－〔－〕	0.0〔0.6〕	－〔－〕	－〔－〕
宮 津 市	－〔－〕	－〔－〕	16.1〔17.9〕	178.2〔210.1〕	－〔－〕
亀 岡 市	－〔－〕	－〔－〕	12.9〔13.3〕	75.0〔89.9〕	－〔－〕
城 陽 市	－〔－〕	－〔－〕	9.7〔9.4〕	105.1〔105.2〕	－〔－〕
向 日 市	－〔－〕	－〔－〕	2.3〔3.3〕	－〔8.4〕	－〔－〕
長 岡 京 市	－〔－〕	－〔－〕	2.6〔1.8〕	1.4〔8.5〕	－〔－〕
八 幡 市	－〔－〕	－〔－〕	3.6〔2.9〕	－〔3.1〕	－〔－〕
京 田 辺 市	－〔－〕	－〔－〕	0.5〔0.4〕	－〔－〕	－〔－〕
京 丹 後 市	－〔－〕	－〔－〕	12.5〔12.3〕	120.0〔129.2〕	2.2〔8.6〕（病院）
南 丹 市	－〔－〕	－〔－〕	11.6〔12.2〕	57.5〔70.7〕	－〔－〕
木 津 川 市	－〔－〕	－〔－〕	9.3〔9.0〕	11.2〔20.3〕	－〔－〕
大 山 崎 町	－〔－〕	－〔－〕	3.9〔3.7〕	－〔7.3〕	－〔－〕
久 御 山 町	－〔－〕	－〔－〕	▲0.5〔▲1.3〕	－〔－〕	－〔－〕
井 手 町	－〔－〕	－〔－〕	▲0.8〔▲1.0〕	－〔－〕	－〔－〕
宇 治 田 原 町	－〔－〕	－〔－〕	8.0〔6.8〕	101.7〔122.7〕	－〔－〕
笠 置 町	－〔－〕	－〔－〕	5.1〔4.6〕	1.4〔－〕	－〔－〕
和 束 町	－〔－〕	－〔－〕	12.2〔12.7〕	30.6〔63.1〕	－〔－〕
精 華 町	－〔－〕	－〔－〕	11.8〔12.9〕	55.1〔82.0〕	－〔－〕
南 山 城 村	－〔－〕	－〔－〕	8.5〔8.4〕	19.7〔42.6〕	－〔－〕
京 丹 波 町	－〔－〕	－〔－〕	16.8〔17.7〕	98.8〔109.7〕	－〔－〕
伊 根 町	－〔－〕	－〔－〕	8.2〔7.5〕	－〔－〕	－〔－〕
与 謝 野 町	－〔－〕	－〔－〕	17.2〔17.0〕	101.5〔114.6〕	－〔－〕
国民健康保険南丹 病 院 組 合					－〔－〕
国民健康保険山城 病 院 組 合					－〔－〕
京 都 市	－〔0.07〕	－〔－〕	11.8〔11.4〕	170.4〔193.4〕	24.2〔62.6〕（地下鉄）
早期健全化基準 (黄色信号基準)	11.25～15.00	16.25～20.00	25.00	350.0 (政令市400.0)	20.0
財政再生基準 (赤信号基準)	20.00	30.00	35.00		